

「児童育成手当（市制度）の改定について」の概要説明 1

1 所掌事務 ～ 子ども子育て支援事業計画の中の位置づけ

羽村市子ども・子育て会議では、「子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に掲げる事務の処理と、市長の諮問に応じ、市が実施する子ども・子育て支援に関する施策の重要事項に関し、調査審議する。」こととなっています。

本件は、資料 1 にあるとおり、令和 5 年 6 月から予定されている児童手当法の改正に伴い、同様に、所得超過の対象者の手当額の変更について当子ども子育て会議にかけて、委員の皆様から参考意見として伺いたく、提案するものです。

令和 2 年 3 月に改訂された「第 2 期羽村市子ども・子育て支援事業計画」は、基本理念とする「子育てや 子どもの育ちを あたたかく支えるまち はむら」を踏まえ、6 つの基本目標を柱とし計画期間を 5 年間として施策を展開しております。

以下の掲載部分に本件に該当する施策が掲載されておりますので、参考にご確認ください。

計画書 P.79

基本目標 5 配慮が必要な子ども・若者と子育て家庭への支援の充実

施策の方向 4 障害のある子どもへの支援の充実

主な事業 ① 各種手当の支給

2 令和5年6月からの変更について

市では、今回提案の児童育成手当の改定については、児童手当の所得超過に対する改正に伴い、同様に制度や支給の内容について検討したものであり、他自治体の状況や他施策との関連などからも妥当なものとして捉えております。

今後の改定のスケジュールとしては、令和4年度中に、議会に諮り、条例改正を経て、令和5年6月からの制度改正を実施したいと検討しております。

3 提案内容についての意見聴取

本提案理由、資料1、資料2を確認のうえ、別紙回答票により、意見をお寄せください。

委員からいただいた意見につきましては、とりまとめて、委員皆様に提示させていただきます。また、今後の子ども子育て支援事業計画についても参考にさせていただくとともに、本提案事案については、今後羽村市議会にて「児童育成手当条例改正」についての議案採決に伴い、参考意見として、取り扱う予定としています。